

平成24年4月5日
法務省

検察改革の進捗状況

1 最高検察庁 1

2 法務省20

検察改革の進捗状況

昨年4月8日、法務大臣から、「検察の再生に向けての取組」として、できる限り速やかに検察の再生のための改革策の実現に努め、1年後を目途に進捗状況を取りまとめ公表するよう指示を受けた。

これを踏まえ、最高検においては、そのリーダーシップの下、各高検及び各地検とも必要な連携を図りつつ、様々な取組を行ってきた。

今般、法務大臣からの指示を受けてから1年が経過するに当たり、現時点における検察改革の進捗状況を、以下のとおり取りまとめた。

最高検においては、引き続き、検察改革に積極的に取り組み、様々な改革策の実現に努めていく。

記

○ 「検察の理念」の策定

昨年9月28日に開催された検察長官会同において、検察の基本規程としての「検察の理念」を策定した。「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものである。昨年4月以降、各庁において、基本規程の制定に向けた議論がなされ、検事1,359人（うち、任官10年目までの検事は、659人）、副検事802人、検察事務官6,416人がこの議論に参加した（職員全体のおおむね7～8割の職員がこの議論に加わったことになる。）。また、最高検に新たに設置されるなどした「検察運営全般に関する参与会」や「組織マネジメント専門委員会」の参与等からもこの過程で意見が聴取された。

最高検でこれらの集約を行い、最終的には、検察長官会同における協議を経て会同員全員の総意として策定された。その後、「検察の理念」の実際の業務への反映や浸透を図るため、研修その他の教育・育成の機会や事件の決裁の場面においてこれを活用するなど、継続的な取組を行っている。

○ 分野別専門委員会の設置、活動等

昨年7月8日、最高検に、金融・証券、特殊過失、法科学、知的障害、国際及

び組織マネジメントの各分野について、検察官及び検察事務官を構成員とする専門委員会を設置した。各専門委員会は、外部専門家である参与等との意見交換や各種講演会の開催、参考事例・資料の収集・分析等を通じて、必要な専門的知見を集積し、これを各専門分野における検察の現場支援と人材育成に活用することを目的として活動している（注）。

(注) 各専門委員会の活動概要

【金融・証券専門委員会】

- * 講演会 「最近の証券市場を巡る諸問題について
—不正ファイナンスへの取組など—
講師：東京証券取引所自主規制法人上場審査部長等
「粉飾決算事件の捜査と調査」
講師：宇澤亜弓参与（公認会計士）
「金融商品取引法等の金融法規について
—例えばインサイダー取引規制について—
講師：三國谷勝範参与（前金融庁長官）」
- * 金融商品取引法等違反事件の捜査・公判に必要な基礎資料のデータベース化及び検察庁イントラネット上での公開

【特殊過失専門委員会】

- * 刑法学者を招へいし、近時の過失犯をめぐる理論状況等に関する勉強会を開催
- * 特殊過失事案及びその関連資料の収集と整理

【法科学専門委員会】

- * 検察の現場におけるデジタルフォレンジックの現状調査及び職員に関連知識・技術の向上方策の検討
- * 他省庁のデジタルフォレンジック担当部署との意見交換等
- * 科学的知見を捜査・公判に有効活用した事例等の収集・整理

【知的障がい専門委員会】

- * 講演会 「知的障害者の供述特性とその対応」
講師：富田拓参与（国立きぬ川学院医務課長）

「知的障害を持つ被疑者への取調べ 法心理学の視点から」

講師：青山学院大学 高木光太郎教授

「罪を犯した人（知的障害者を含む）の社会復帰支援等について」

講師：NPO 法人ワンファミリー仙台 立岡学理事長

- * 意見聴取 「知的障害を有する被疑者の取調べに関する要望等」
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
- * 知的障害の疑いがある被疑者の取調べ（録音・録画，専門家による助言・立会い）及び刑事政策的な配慮（再犯防止，社会復帰）の在り方についての
参与・外部専門家との意見交換

【国際分野専門委員会】

- * 講演会 「国際人権法の現状と課題
～特に日本の刑事手続の在り方に関連して～」
「グローバル化時代の日本の法務・検察行政の在り方
—課題と展望」
講師：いずれも横田洋三参与（財団法人人権教育啓発
推進センター理事長・法務省特別顧問）
- * ネパール検事総長府幹部検察官との協議会
「検察実務が抱える諸問題 —日本及びネパールの現状比較—」
- * 国際関係業務に携わる人材の育成や，活躍が期待される業務分野に関する
意見交換
- * 国際捜査共助等に関する勉強会

【組織マネジメント専門委員会】

- * 検察の基本規程，検察におけるリーダーシップの在り方及び職場学習等に
関する各参与との意見交換
- * 幹部研修，検事研修等の各種研修カリキュラムの見直し
- * 講演会 「組織及び個人が成長するためのワークライフバランス」
講師：（株）東レ経営研究所特別顧問佐々木常夫氏
「成長する人づくり・組織づくり」
講師：財団法人ラグビーフットボール協会
コーチングディレクター 中竹竜二氏

○ 検察改革推進室の設置等

昨年4月8日、検察改革を積極的かつ着実に推進することを目的として、最高検に検察改革推進室を設置した。検察改革推進室は、改革策の実施状況の定期的な検証と必要な見直しを行いつつ、検察改革を最高検のリーダーシップの下で押し進めている。

○ 監察指導部の設置等

昨年7月8日、最高検に監察指導部を新設した。監察指導部は、違法・不適正行為に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施している（注1，2，3）。また、外部有識者である参与に対し、定期的に監察の実施結果を報告し、参与から意見・助言を得ている。さらに、組織運営の在り方の改善・改革に関し、職員の意見を通じて組織運営の現状や課題等を把握し、これを組織運営に責任ある幹部にフィードバックするなどして、組織運営の改善に資することを目的とした「組織運営状況調査」と、幹部に対する部下職員の意見を把握し、これを当該幹部にフィードバックすることにより、幹部としての組織運営能力の育成・向上を図ることを目的とした「幹部に対する部下の意識調査」について、本年度中の導入を図るべく、現在、一部の検察庁で試行（注4）の上、制度の検討を行っている。

(注1) 監察指導部における通報受付件数及び監察件数

平成23年7月8日から同24年2月22日まで

			通報受付件数	監察件数
総 数			598	116
端 緒 別	直外 接部 受から	情報提供窓口へのメール（外部）	269	6
		電話による申出	27	1
		投書、告訴・告発等	40	1
		小 計	336	8
	検 察 部 内 か ら の 報 告	職員間メールシステムによる情報提供	0	0
		弁護士からの申入れ	89	87
		投書、告訴・告発等	130	7
		その他	43	14
		小 計	262	108
	類 型 別	被害者等対応への不満	16	3
職務関連外事項		9	1	
取調べに関する不満等		135	102	
捜査・処理への不満		167	4	
証拠の改ざん・隠匿の主張		2	0	
弁護士活動に対する妨害の主張		1	1	
その他		268	5	

(注2) 通報受付情報の取扱状況

平成23年7月8日から同24年2月22日まで

通報受付総数	598件
監察案件	116件
留保	117件 (うち電話4件)
通報内容不明確	129件
監察対象事象に該当せず	119件
情報収集の結果該当事実なし	117件

(注3) 監察結果別件数

平成23年7月8日から同24年2月22日まで

総件数	116件
指導等の措置をとったもの	2件
特段の措置不要と判断したもの	90件
指導等の措置まではとらなかったが、 調査の過程や原庁への通知文書で 留意を促したもの	4件
その他	1件
監察中	19件

(注4) 調査関係試行状況

※ 組織運営状況調査

試行庁	調査期間
新潟地検	H23.11.24 ~ 12.2
甲府地検	H23.11.24 ~ 12.2
徳島地検	H24.2.14 ~ 2.23
大阪地検 (特捜部・公判部)	H24.2.15 ~ 2.22
東京地検 (特捜部・公判部)	H24.2.16 ~ 2.23

※ 幹部に対する部下の意見調査

試行庁	調査期間	調査対象者
函館地検	H23.11.22 ~ 11.30	検事正 次席検事
長崎地検	H23.11.22 ~ 12.2	検事正 次席検事 佐世保支部長
静岡地検	H23.11.25 ~ 12.2	検事正 次席検事【前任者】 沼津支部長 浜松支部長
最高検	H23.12.20 ~ 12.26	総務部長 監察指導部長
名古屋地検	H24.1.30 ~ 2.7	検事正 次席検事 総務部長 刑事部長 交通部長 公安部長 特捜部長 公判部長

- 検察運営全般に関する参与会の開催等

昨年7月8日、最高検において検察運営全般に関する参与会を開催していくこととし、外部有識者を参与として委嘱した。現在まで2回（昨年9月15日及び本年3月15日）、参与会を開催し、改革の取組を含む検察運営全般の実情について、参与に報告するとともに、検察運営の在り方に関し、参与から意見・助言を得ている。

○ 特捜部の組織の在り方についての見直し

特捜部の組織の在り方については、昨年4月8日の法務大臣指示に基づき、最高検で検討を加えた上、同年7月8日、関係各庁に対して、「特捜部は、財政経済関係事件への対応をより強化することとし、金融証券分野を始めとする専門委員会の活動と連携して、その専門性の向上を図るとともに、国税当局、証券取引等監視委員会、警察等の関係機関との連携を一層強め、そのための組織体制・編成を整えることとする。」旨通知し、これを受けて、各特捜部においては、財政経済関係事件の捜査処理のための態勢を充実強化するなどの見直しを行った。

なお、同年2月28日から、特捜部が取り扱う身柄事件（被疑者を逮捕し又は勾留している事件）等について、起訴又は不起訴の処分を行う場合には、検事正は、あらかじめ検事長の指揮を受けなければならないものとされているところ、これに該当する事件（いわゆる検事長指揮事件）は、本年2月末までに、34件となっている。

○ 特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック体制」の構築

特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック体制」として、総括審査検察官制度を創設し、昨年5月1日から実施した。

総括審査検察官の役割等については

- * 特捜部が大規模又は複雑困難と認められる事件の捜査を行う場合において、検事正が公判部に所属する検察官から指名する
- * 当該事件における全ての証拠を把握し、それらを整理・分析した上、捜査主任検察官とは別の立場で、公判における弁護人としての視点も持ちながら、捜査主任検察官が事実認定上又は法令解釈上の問題点について適正な判断を行っているかを審査するものとする
- * 審査の結果を踏まえ、まず、捜査主任検察官に対して必要な意見を述べるものとする
- * 決裁官が当該事件における問題点を的確に把握した上で決裁することがで

きるようにするため、捜査主任検察官が当該事件の処分決裁を受けるに際し、決裁に同席するなど適宜の方法により、事実認定上又は法令解釈上の問題点の有無について意見を述べるほか、検事正、次席検事、特別捜査部長、同副部長若しくは上級庁の特別捜査係検事からの求めがある場合又はこれらの者に対して報告すべき事由があると認める場合には、適宜必要な意見を述べ又は必要な報告をするものとする

* 当該事件が起訴されたときは、公判主任検察官として当該事件の公判を遂行するものとし、起訴前の段階においても、捜査主任検察官の了解の下、重要な証人となることが予想される者の供述内容を確認するなど、当該事件が起訴された場合における公判準備のため必要な職務を行うことができる
とされており、特捜部の独自捜査について「横からのチェック」を加える役割を果たすことが期待されている。

本年2月末までに処理された事件のうち、合計13件の事件において総括審査検察官が指名されている。

○ 公判段階における組織的なチェック体制の構築

公判段階における組織的なチェック体制の構築については、昨年7月8日付け（特捜部関係は同年4月26日付け）で、次のとおりの体制を構築した。

* 第一審係属中の事件の公判に関し、公判前整理手続又は公判手続の過程で一定の重大な問題が生じた場合には、地方検察庁の次席検事等は、速やかに、高等検察庁の担当検事に報告し、公訴の取消しや無罪論告の必要性を含めた公判遂行の方針について協議を行うとともに、その経過及び結果について、最高検察庁の担当検事に報告するものとする。

* 特捜部に所属する検察官が起訴した事件については、公判前整理手続及び公判手続の経過に関し、特捜部長に対して随時適宜の方法により、その状況を通知するとともに、高等検察庁の特捜係検事に報告するほか、必要に応じ、最高検察庁の特捜係検事に報告するものとする。

* 特捜部に所属する検察官が起訴した事件のうち、検事正が検事長の指揮を受けた事件であって、かつ、公判前整理手続に付されたものについては、その手続の進行状況に応じて、適宜、地方検察庁の特別捜査部及び公判部の部長又は副部長、起訴検察官及び公判担当検察官等において、今後の公判遂行の方針、事実認定上又は法令解釈上の問題点の有無、弁護人の主張・立証への対応方針等について協議するとともに、その経過及び結果について、高等

検察庁の特捜係検事に報告するほか、必要に応じ、最高検察庁の特捜係検事に報告するものとする。

本年2月末までに、合計13件の事件について、高等検察庁の担当検事との協議が行われている。

○ 特捜部・特刑部における被疑者取調べの録音・録画の試行

最高検では、東京地検、大阪地検及び名古屋地検の各特捜部が取り扱う事件について、昨年3月18日以降に被疑者を逮捕した事件において取調べの録音・録画の試行を実施することとし、さらに、同年4月8日の法務大臣指示を受けて、同月26日、「録音・録画の試行に関する運用要領」を作成し、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とするなど、同法務大臣指示の趣旨に沿った試行が行われるようにするための措置を講じた。また、同年7月8日からは、全国10庁の特別刑事部（特刑部）が取り扱う独自捜査事件の取調べの録音・録画についても、特捜部に準じて試行を実施することとした。

本試行の概要は、次のとおりである。

* 試行の趣旨

特捜部又は特刑部が取り扱う身柄事件に関し、被疑者の検察官面前調書が適正な取調べにおいて作成され任意性・信用性等に疑念を生ずるものではないことを的確に明らかにし、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討するため、立証責任を有する検察官の判断と責任において試行するものとする。

* 試行の対象事件

試行の対象とする事件は、次の①～③に該当する場合を除き、特捜部又は特刑部の取り扱う独自捜査事件であって、当該被疑者の検察官面前調書を証拠調請求することが見込まれる事件等において実施するものとする。

① 被疑者が録音・録画を拒否した場合

② 録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合

③ 取調べに関与する通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合

* 録音・録画の対象場面及び実施時期

録音・録画の対象とする場面については、検察官において、上記の試行の趣旨を踏まえ、取調べの持つ真相解明機能を損なわない範囲内で、検察官による取調べのうち相当と認められる部分を適切に選択する。

録音・録画の実施時期については、当該事件等で被疑者の身柄拘束中の取調べについて実施するものとする。

特捜部・特刑部における試行の実施状況の概要は、別添資料のとおりである。

○ 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大

昨年8月8日、法務省が、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」を作成したことを受け、法務大臣から、「取調べの録音・録画に関する取組方針」として、裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画について、その範囲を試行的に拡大するよう指示がなされた。

これを受けて、検察においては、同月9日以降、試行的拡大として、それまでの取調べの録音・録画実施の趣旨にとらわれることなく、被疑者取調べの録音・録画に積極的に取り組んでいる。

実施状況は以下のとおりである。

※録音・録画を実施した事件数

1 2 7 7 件 (6 7 2 件)

※録音・録画を実施した取調べの回数

5 7 9 2 回

※取調べの全過程を録音・録画した事件数及びその録音・録画時間別内訳

事 件 数 (録音・録画時間別内訳)	2 0 8 件
5 時間未満	9 4 件
5 時間～1 0 時間未満	7 6 件
1 0 時間～2 0 時間未満	2 7 件
2 0 時間～4 0 時間未満	8 件
4 0 時間～6 0 時間未満	3 件
6 0 時間以上	0 件

※録音・録画をしなかった事件数

456件(48件)

(注1) 数字は、平成24年3月末現在で集計可能であった平成23年9月から平成24年2月末までに実施したものとして最高検に報告があったものを集計したものである(余罪事件を含む)。

(注2) カッコ内の数字は、裁判員裁判対象事件として公判請求した事件についてのものである。

○ 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行

昨年4月8日の大臣指示を受けて、同年7月8日から、東京、大阪、名古屋の3地方検察庁を中心として、身柄事件の被疑者のうち、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べにつき、全過程を含む広範囲な録音・録画の試行を開始し、同年10月からは、全庁において同試行に積極的に取り組んでいる。また、取調べにおける専門家の助言・立会いも試行している。

実施状況は以下のとおりである。

※録音・録画を実施した事件数等

実施事件数	388件
そのうち裁判員裁判対象事件以外での実施事件数	338件

※録音・録画を実施した取調べの回数

1069回

※取調べの全過程を録音・録画した事件数及びその録音・録画時間別内訳

事 件 数 (録音・録画時間別内訳)	120件
5時間未満	88件
5時間～10時間未満	21件
10時間～20時間未満	7件
20時間以上	0件

※取調べの全過程は録音・録画しなかったものの、被疑者が知的障害を有すると判明した以降の全ての過程を録音・録画した事件数

69件

※録音・録画をしなかった事件数

15件

(注1) 数字は、平成24年3月末現在で集計可能であった平成23年4月から平成24年2月末までに実施したものとして最高検に報告があったものを集計したものである。

(注2) 「取調べの全過程を録音・録画した事件数及びその録音・録画時間別内訳」の表における「事件数」が、「録音・録画時間別内訳」における各件数の合計より4件多くなっているのは、同一の機会に複数の事件について取調べを行い、その状況を録音・録画したものがあることによる。

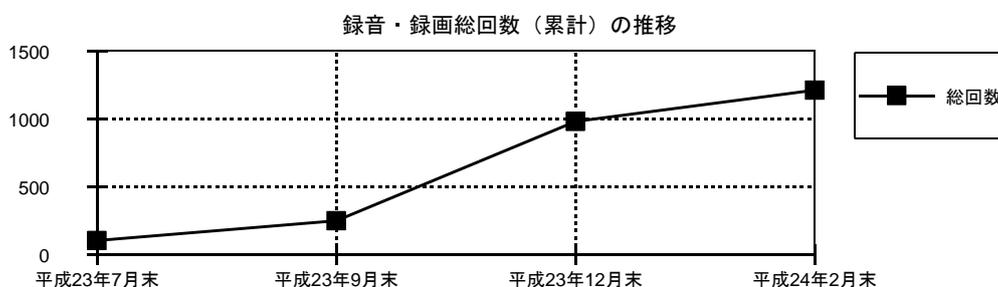
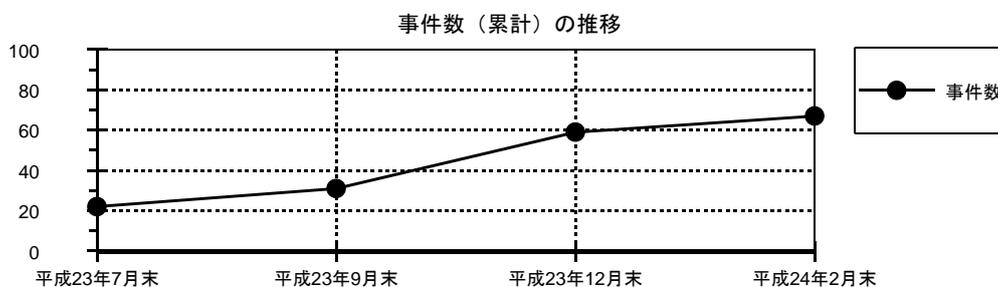
(別添)

特捜部・特刑部の録音・録画の試行実績

(※平成24年2月末までの試行実績)

(1) 取調べの録音・録画実施事件数等の推移

	23年7月末	23年9月末	23年12月末	24年2月末
事件数	22件	31件	59件	67件
総回数	101回	247回	979回	1210回



(注1) 平成24年3月末時点で集計可能であった平成23年4月から平成24年2月末までに実施したものとして最高検に報告があったものを集計したものであり、数字はいずれも当該事件の累計数である。

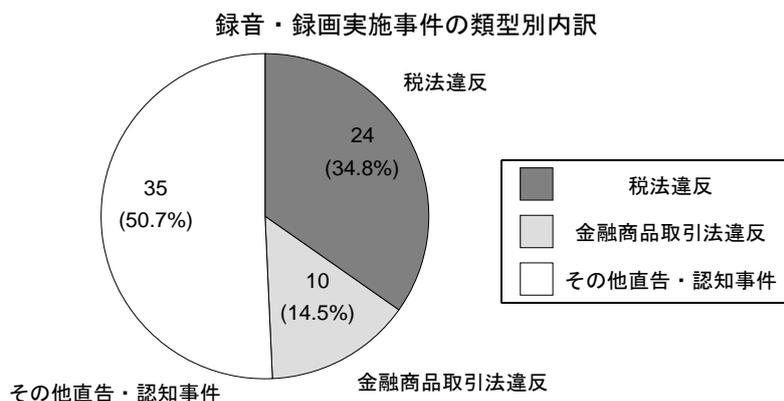
(注2) いずれも身柄事件が対象であり、事件数は、共犯事件については、被疑者ごとに1件として計上したものである。

(2) 取調べの録音・録画の実施率

取調べの録音・録画の実施率は、下表のとおりであり、録音・録画を一切実施しなかった2件については、被疑者がこれを拒否したため、実施しなかったものである。

実施事件数	67件
不実施事件数	2件
実施率	約97.10%

(注1)「不実施事件数」とは、試行対象事件のうち、録音・録画を一切実施しなかった事件を指す。



(注2) 録音・録画実施事件の類型別内訳については、記載されたものが勾留事実の一部である場合を含む（他の類型が勾留事実にある場合を含む）。重複計上があるため、類型別の内訳の合計数は、実際の実施事件数（67件）よりも、2件多くなっている。

(注3) 税法違反は、国税局による告発、金融商品取引法違反事件については、証券取引等監視委員会による告発に係る事件である。

(3) 録音・録画の実施回数

試行期間中に、特捜部及び特刑部において、取調べの録音・録画を実施した回数は、合計1210回であり、事件1件当たりの平均の録音・録画の実施回数は、約18.1回であった。

録音・録画の実施回数	事件数
不実施	2件
1回	6件
2回	5件
3回	10件
4回	4件
5回	2件
6～10回	9件
11回～20回	10件
21回～30回	1件
31回～40回	9件
41回～50回	7件
51回以上	4件
合計	69件

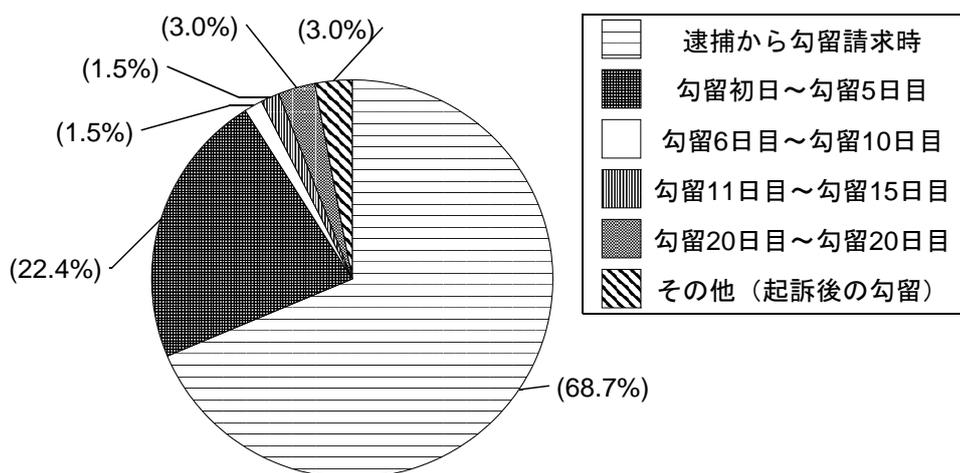
(4) 録音・録画の開始時期・合計時間による分類

ア 録音・録画の開始時期による分類

試行期間中に、特捜部及び特刑部において、取調べの録音・録画を実施した67件について、録音・録画の実施開始時期ごとの分類は、下表のとおりである。

録音・録画の実施開始時期	事件数		
	全体	一部	全過程
逮捕から勾留請求時	46件	18件	28件
勾留初日～勾留5日目	15件	15件	
勾留6日目～勾留10日目	1件	1件	
勾留11日目～勾留15日目	1件	1件	
勾留16日目～勾留20日目	2件	2件	
その他（起訴後の勾留）	2件	2件	
合計	67件	39件	28件

録音・録画の開始時期による分類（全体）



イ 録音・録画時間による分類

㊦ 取調べの一部を録音・録画した事件数・・・39件

時間別内訳	件数
1時間未満	10件
1時間以上～2時間未満	11件
2時間以上～3時間未満	4件
3時間以上～4時間未満	1件
4時間以上～5時間未満	2件
5時間以上～6時間未満	3件
6時間以上～7時間未満	1件
7時間以上～8時間未満	1件
8時間以上	6件

取調べのどの部分について録音・録画を実施するかは、個別事案ごとに具体的に判断し、取調べの真相解明機能を損なわない範囲内において積極的かつ柔軟に取り組んでいるところである。一部の録音・録画を実施した事例には、例えば、以下のような事例もあり、検察官は、このような事例が存在することも踏まえて、上記の判断を行っている。

- 被疑者は、録音・録画している取調べでは、カメラを意識して、自己の発言について慎重になり、例えば、何かを言いかけたものの、カメラを指さして、「これをやっているから言わない。」などと言って口を閉ざしたが、その後の録音・録画していない取調べでは、カメラが停止していることを確認した上で、「録音・録画しているから言わなかったが、さっき言おうとしたのは…」などと話し出し、また、録音・録画中はこちらから何を話しかけても黙秘していたのに、録音・録画終了後には、何事もなかったように話をした事案。
- 共犯者が存在し、被疑者がその共犯者よりも下位の立場にあった事案において、被疑者が、録音・録画下の取調べにおいて、共犯者について質問された際、突然、「これは〇〇さん（共犯者）も見er んですか。〇〇さんが見る可能性があるなら、録音・録画をやめて欲しい。」とって録音・録画の中断を申し出た事案。
- 被疑者は、犯行による利得により、マンションを購入して愛人を住まわせたり、暴力団関係者から高級車を購入していたところ、録

音・録画実施前の取調べにおいては、それら関係者の氏名等も隠さず供述していたが、録音・録画実施時には、「家族などにも迷惑がかかってしまうと思うので、録音・録画が行われている状況では、関係者の氏名等は話せない。」旨供述し、録音・録画の下では、愛人や暴力団関係者の氏名等を供述することを拒んだ事案。

(イ) 全過程の録音・録画をしたもの…28件

今回の試行期間において取調べの全過程の録音・録画を実施した67件のうち、身柄拘束期間中の取調べの全過程（逮捕直後から起訴直前までの取調べの全過程）を録音・録画した事件は、合計28件（約41.8パーセント）であった。

取調べの全過程の録音・録画を実施した事件について、各事件における録音・録画の合計時間を見ると、10時間未満の事件はなく、1件当たりの平均時間は、61時間13分であり、最長は、合計127時間28分であった。

時間別内訳	件数
5時間未満	0件
5時間～10時間未満	0件
10時間～20時間未満	4件
20時間～40時間未満	4件
40時間～60時間未満	5件
60時間～80時間未満	7件
80時間～100時間未満	4件
100時間以上	4件

全過程の録音・録画を実施した事件として、例えば

- 被疑者が当初から一貫して自白していた事件であり、取調べの全過程の録音・録画を実施しても真相解明機能が害されるおそれがないと認めた事案
- （否認事件を含め）録音・録画によって被疑者の供述態度や供述内容に特段の影響が生じているとは認められなかったことから、当初の取調べから録音・録画を継続して実施し、全過程の録音・録画

を行うことができた事案

- 被疑者が録音・録画の下での取調べにおいて躊躇する事情（例えば、組織的犯罪で共犯者間に上下関係がある場合、親しい人間に不利益な事実を述べなければならぬ場合、被疑者が家族等に秘密にしている事柄について取り調べる必要がある場合等）が存在しないと認めた事案

等があったが、その中には、被疑者と著名人との交際状況に関して、客観的裏付けがなく、著名人の名誉を侵害するおそれがある被疑者の供述内容が録音・録画された例や録音・録画されている状況下であったために、営業秘密や被疑者が接触した人物のプライバシー等の機密性の高い情報を用いて取調べを行うことが困難であった例があった。

平成24年4月5日
法 務 省

検察改革の進捗状況

法務省と最高検は、「検察の再生に向けての取組」を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に協力しつつ、検察改革を積極的に推進し、主として検察の現場を預かる最高検において、種々の改革策を講じてきたところであるが、法務省においては、最高検における改革の進捗状況について適時報告を受けるとともに、以下の事項について、検討・取組を進めてきた。

記

○ 研修の拡充、専門性向上のためのキャリア形成支援

新たに検事正となった者を対象とする研修をリーダーシップかん養の場として大幅に改革した。具体的には、外部講師によるリーダーシップ論や失敗学についての講演を行うほか、無罪事件元被告人・弁護人の講演等も取り入れた。さらに、部下の意見・判断を尊重しつつ、これを育成するという視点を確保するため、副検事や、事務局長を経験した検察事務官との座談会を新たに開催し、他の検察職員の間から見た管理者の在り方につき意見交換を行った。

若手・中堅検事に対しては、反対当事者の職務経験を通じ、公益の代表者としての意識を高めることを目的とした弁護士職務経験制度及び外部経験を積ませて知見を深めさせ、視野を広げさせることを目的とした外部派遣研修を拡大した。また、キャリア形成支援の一助として、税金事件の査察業務の実務等を学ぶ国税局への派遣研修や、デジタルデータの解析等に関する知見を深めるデジタルフォレンジック研修等、専門的知見の獲得に有益な研修を新たに企画・実施した。

これに加えて、全職員に対し、最高検に新たに設置された分野別専門委員会の外部参与による講演を最高検・法務省の共催で開催し、専門知を学ぶ場を拡充した。

○ 有能な人材の幅広い採用、女性の幹部への登用の促進

検察組織における人材の多様化を図るため、平成23年11月、「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、平成27年度末までに、検事及

び検察事務官の採用者に占める女性の割合を3割以上とすることなどを目標とし、これを着実に実施することなどを通じ、女性の検事・事務官の採用や幹部への登用を拡大することに努めているところ、平成23年度における検事及び検察事務官の採用者に占める女性の割合は、それぞれ33.8%、37.1%であり、上記採用目標は達成している。また、専門的な知識や民間企業勤務の経験等を有する者の採用にも努めているところ、同年度には、IT、金融等民間企業の勤務経験を有する者などを検事として採用したほか、平成24年4月1日付けで、デジタルフォレンジックの知識、経験を有する者を検察事務官として採用し、有能な人材を幅広く確保した。

○ 全国的な見地での人事配置の実施

検事について、全国的な見地での適材適所の人事配置をより徹底させるため、任官後おおむね5年間の教育期間は、異なる3か所の高検管内に配置することを原則とした。また、その後決裁官（中小規模庁の次席検事、大規模庁の部長等）になるまでの間についても、特定の地域に配置が偏ることのないよう、異動希望の中心となる地とは異なる高検管内に複数回配置することを原則とした。さらに決裁官の人事案は、全国的な見地から一元的に検討することとした。

○ 新たな刑事司法制度の構築

法務大臣は、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、平成23年5月18日、法制審議会に対し、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方についての諮問第92号を発した（注1）。

これを受け、法制審議会は、同年6月6日に開催された第165回会議において、同諮問についての調査審議を行うため、「新時代の刑事司法制度特別部会」の設置を決定した。同部会の委員には、専門家の知見に加えて、国民の声を十分に反映した審議が行われるよう、実務家や刑事法の研究者のほか、刑事法以外の様々な分野の有識者が選任され、同月29日に開催された第1回会議においては、日本たばこ産業株式会社相談役の本田勝彦委員が部会長に指名された（注2）。

同部会においては、これまで8回にわたり会議が開催され、取調べの可視化に関する法務省勉強会の取りまとめ結果等についての説明聴取、関係機関の視察、

関係者からのヒアリング，検討事項についての論点整理等が行われた（注3，注4）。今後は，論点整理に沿って，各論点に関する具体的な議論が行われることとされており，平成24年4月17日に開催が予定されている第9回会議においては，取調べの録音・録画制度の在り方を含めた供述証拠の収集の在り方について議論が行われる予定である。

（注1）諮問第92号

近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み，時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため，取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや，被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など，刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について，御意見を承りたい。

（注2）「新時代の刑事司法制度特別部会」の委員（平成24年3月31日現在）

〔部会長〕

本田勝彦（日本たばこ産業株式会社相談役）

〔委員〕

青木和子（弁護士）

稲田伸夫（法務省刑事局長）

井上正仁（東京大学教授）

岩井宜子（専修大学教授）

植村稔（最高裁判所事務総局刑事局長）

大久保恵美子（公益社団法人被害者支援都民センター理事）

大野宗（最高検察庁監察指導部長）

小川正持（東京高等裁判所判事）

小野正典（弁護士）

川端博（明治大学教授）

神津里季生（日本労働組合総連合会副会長）

後藤昭（一橋大学教授）

酒巻匡（京都大学教授）

佐藤英彦（元警察庁長官（弁護士））

椎橋隆幸（中央大学教授）

周防正行（映画監督）

高橋清孝（警視庁副総監）
但木敬一（元検事総長（弁護士））
龍岡資晃（元福岡高等裁判所長官（学習院大学教授・弁護士））
舟本馨（警察庁刑事局長）
松木和道（北越紀州製紙株式会社取締役）
宮崎誠（前日本弁護士連合会会長（弁護士））
村木厚子（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））
安岡崇志（元日本経済新聞社論説委員兼編集委員（日本司法支援センター理事））
山口厚（東京大学教授）

（注3）「新時代の刑事司法制度特別部会」の開催状況

〔第1回会議（平成23年6月29日開催）〕

- 議事の公表等の在り方について、原則として、報道機関（法務省の登録基準に準じたフリーランスを含む）を対象に別室でモニターを通じて会議の様子を傍聴できることとする方法により会議を公開することとし、さらに、発言者名を明らかにした議事録を作成し、これを法務省のホームページ上において公表することとされた。
- 諮問に至った経緯及び趣旨等について、事務当局から説明がなされ、それらに対する質疑応答がなされた。

〔第2回会議（平成23年7月28日開催）〕

- 各委員から、今後の調査・検討事項、部会の進め方等に関する意見表明が行われた。

〔第3回会議（平成23年9月20日開催）〕

- 法務省における取調べの可視化に関する省内勉強会の取りまとめ結果等について、事務当局から説明がなされ、これに対する質疑応答がなされた。
- 警察における取調べの録音・録画の試行の検証結果及び捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告について、幹事から説明がなされ、これに対する質疑応答がなされた。

〔第4回会議（平成23年10月26日開催）〕

- 警視庁及び東京地方検察庁の視察が行われた。
（視察先）

- ・ 警視庁新宿警察署（刑事課・取調室，捜査本部，通信室）
- ・ 警視庁本部総務部留置管理第一課原宿分室（留置施設）
- ・ 東京地方検察庁（録音・録画設備のある取調室，証拠品保管庫，特別捜査部D F班（電磁的記録媒体の保管・解析班）等）

〔第5回会議（平成23年11月29日開催）〕

○ 警察官等5名のヒアリングが行われた。

（ヒアリング対象者）

- ・ 渡辺耕治氏（香川県警察本部捜査第一課広域捜査官）
- ・ 弘中惇一郎氏（弁護士）
- ・ 稲川龍也氏（最高検察庁検事）
- ・ 中山信一氏（いわゆる志布志事件における無罪確定者）
- ・ 假谷実氏

（いわゆる目黒公証人役場事務長逮捕監禁致死事件の被害者遺族）

〔第6回会議（平成24年1月18日開催）〕

○ 論点整理に関する議論が行われ，委員・幹事から，検討すべき事項についての意見が述べられた。

〔第7回会議（平成24年2月17日開催）〕

○ 引き続き，論点整理に関する議論が行われ，委員・幹事から，検討すべき事項についての意見が述べられた。

○ 取調べの可視化に関する法務省勉強会の取りまとめに関する日本弁護士連合会の意見書，犯罪情勢や刑事手続に関する統計資料等について，幹事及び事務当局から説明がなされ，これに対する質疑応答がなされた。

〔第8回会議（平成24年3月16日開催）〕

○ 冒頭で論点整理を終え，引き続き，「時代に即した新たな刑事司法制度の在り方（総論）」について議論が行われた。

〔期日外視察（平成23年12月19日，同月21日，平成24年1月23日～24日）〕

（視察先）

弁護士法人北千住パブリック法律事務所，東京拘置所，科学警察研究所，北九州市役所，福岡県警察小倉北警察署，北九州自立更生促進センター，日本司法支援センター福岡事務所，門司税関福岡空港税関支署，福岡刑務所

(注4) 論点整理の内容

- 1 時代に即した新たな刑事司法制度の在り方（総論）
 - 刑事司法が果たすべき役割
 - 捜査と公判がそれぞれ担うべき役割
 - 事実認定の在り方（供述証拠と客観的証拠の機能）
- 2 供述証拠の収集の在り方
 - 取調べの録音・録画制度の在り方
 - その他取調べ及び供述調書の在り方
 - 取調べ以外の方法による供述証拠の収集の在り方
- 3 客観的証拠の収集の在り方
 - 客観的証拠の収集を可能とするための諸方策
- 4 公判段階の手續の在り方
 - 自白事件と否認事件との手續上の区別
 - 公判準備及び公判審理の在り方
 - 公判において真実の証言・供述を得られやすくするための諸方策
- 5 捜査・公判段階を通じての手續の在り方
 - 被疑者・被告人の身柄拘束と国選弁護の在り方
 - 犯罪被害者・証人等の支援・保護の在り方
- 6 刑事実体法の在り方
 - 新たな刑事手續に相応する刑事実体法の在り方
- 7 その他